

自動車の「積載制限」が変わりました

「自動車の積載制限の見直し」などを内容とする道路交通法施行令の一部を改正する政令により、積載物の長さや幅などについての制限が変わりました。これにより、積載する荷物の幅および長さが、車両の1.2倍まで可能になりました。

■改正の概要

	改正前		改正後(2022年5月13日～)	
	長さ	幅	長さ	幅
積載物の 大きさの 制限	自動車の長さとその長さの1/10の長さを加えたもの	自動車の幅	自動車の長さとその長さの2/10の長さを加えたもの	自動車の幅に その幅の2/10の幅を加えたもの
積載方法の 制限	自動車の車体の前後から自動車の長さの1/10の長さを超えてはみ出さないこと	自動車の車体の左右からはみ出さないこと	変更なし	自動車の車体の左右から 自動車の幅の1/10の幅を超えてはみ出さないこと

規定を超えた積載をして車両を運転する場合、「制限外積載許可」が必要。